

鑑定評価書への押印廃止につきまして

2021年12月17日

平素よりご高配を賜り心よりお礼を申し上げます。

さて、今般不動産鑑定評価に関する法律等が改正され、2021年9月1日以降、不動産鑑定士による鑑定評価書への押印義務が廃止されました。弊社におきましても法令に合わせた手続きの見直しに鑑み、今後の不動産鑑定士の押印を廃止する方針を取らせていただきます。

なお、不動産鑑定士の署名は従来通り行い、電子署名による成果品については記名の上発行させていただくことに変更はございません。

ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社ティーマックス
代表取締役 原田 毅